

第13回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 平成30年7月13日(金)

招集場所 江府町防災・情報センター

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席委員(10人)・農地利用最適化推進委員(5人)

| | | | |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 下垣 涼子 | 7番 | 森 光正 |
| | | 8番 | 山本 信男 |
| 3番 | 清水 治之 | 9番 | 中田 泰 |
| 4番 | 一二三 八郎 | 10番 | 松原 憲治 |
| 5番 | 奥田 隆範 | 11番 | 川上 博久 |
| 6番 | 加藤 直行 | | |
| | 上前 梅夫 | | 長尾 保 |
| | 見山 収 | | 谷口 一郎 |
| | 宇田川 保 | | |

欠席委員(1人)・農地利用最適化推進委員(0人)

2番 賀本 幹穂

職員及び関係者 局長 末次 義晃
農林課長 加藤 邦樹

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 農用地利用集積計画(案)について
第2号議案 農用地利用配分計画(案)について
第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

6番委員 加藤 直行 7番委員 森 光正

事務局： 本日、賀本委員さんからはご欠席のご連絡を頂いております。下垣委員さんからはご連絡を頂いておりませんが、朝の用事の関係で本日は遅れられていると思います。そうしますと、おはようございます。第13回の農業委員会総会という事でご案内をさせて頂いております。前回の農業委員会総会、1か月前に総会を開いた際に、私その直前に足をけがしてしましまして、総会を欠席させて頂いております。前任の石原さんに助けて頂いたんですが、大変ご迷惑をおかけしました。この場を借りましてお詫び申し上げます。どうも申し訳ありませんでした。そうしますとお手元の資料に従いまして進めさせて頂きたいと思っております。会長さんごあいさつの方をお願いします。

会 長： 皆さんおはようございます。

委 員： おはようございます。

会 長： 今日は第13回の総会で皆さんお集まりいただきました。先ほども事務局長の方からもありました様に、賀本さんが欠席でございますが、皆さんお揃いでご出席頂きましてありがとうございました。報道でも連日の様にこの度の大被害について報道されておりますが、死者が200人、今なお60名余りの行方が分からない方があると言う様な大変な災害が起きております。それも中国地方で、広島、岡山、大変な死者が出ておる訳でございますが、江府町の農業委員会としましても心からお見舞い申し上げたいと言う様に思っております。県内に於いては東部の方でも被害が出ている様でございますが、地元の方でも伯備線が今不通になって部分運転をしていると言う様な事でございます、いろんな面で被害が出ている様でございます。今日は13回の総会でございますが、農林課の担当の方に聞きまして、一番関心がございます今年度の水稻の作付について、県内の状況あるいは日野郡の状況はどうだろうかと言う話をお聞きいたしました。それにつきましては、今月中に数字は出るのではないかという事でございますので、そういう情報を得ますと皆さんの方にもお伝えをしたいと言う様に思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議 長： これより総会審議に入りたいと思っております。先ほども局長の方からもありましたけれども、本日の欠席通告は賀本委員1名でございますので、本日の会議は成立をする事をご報告いたします。まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行いたいと思っております。議事録署名委員は議長より指名させていただくことにご異議ございませんか。

委 員： 異議なし。(全員)

議 長： 議事録署名委員は、加藤委員、森委員、にお願いをいたします。尚、本日の会議書記は事務局を指名いたします。議事に先立ちまして、報告事項がございますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 失礼します。お手元の資料2ページをご覧くださいませでしょうか。報告事項1とい

川 上： 手続きです。スムーズに行くはずなんですけど、ちょっとその中身を聞いただけですから。

議 長： よろしいですか。

川 上： はい。

議 長： ほかにございませんでしょうか。他に無い様でしたら、議案第2号、農用地利用配分計画（案）について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成でございますので原案通り承認いたします。それでは議事に入ります。議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局： お手元の資料の19ページをご覧くださいと言う風に思っております。議案第3号、農地法第3条の規定に係る許可申請でございますが、私より隣に座っておられる農林産業課長からご説明をして頂きたい様な案件でございますけれども、〇〇地区でございます。全部で〇筆、合計面積で〇、〇〇〇㎡、所有権移転の案件でございます。譲渡人におかれましては、〇〇〇〇〇〇にお住いの、〇〇〇〇様と言う方です。もともとは〇〇〇〇〇ご出身でございます。譲受人につきましては、同じく〇〇〇〇〇番地にお住いの〇〇〇〇様でございます。場所につきましては20ページ以降にお示しさせて頂いておりますが、〇〇〇の集落の下手から〇〇〇沿いに上がって行く団地でございます。該当の筆につきましてピンク色のマーカーで色付けをさせて頂いております。21ページの方には2筆ほど記載させて頂いておりますが、〇〇〇集落の〇〇〇を挟んだ対岸側、〇〇〇〇番地、もう1つは〇〇〇の集落の〇〇の方でございます。〇〇〇番〇と言う筆、2筆について21ページに記載させて頂いております。以上でございます。

議 長： 今、事務局から説明を頂きましたが、地元の委員さんコメントがありましたらお願いします。

山 本： 失礼します。これにつきましては、私は携わってはないんですけれども、話は大体には聞いた様な気はしておりますし、〇〇〇〇〇さん、この人も以前から〇〇から出ておられて今〇〇〇〇に住んでおられまして、母親のお母さんがおられますけれども、その話もしておられましたので、皆さん方にご了解頂きます様よろしくをお願いいたします。

議 長： 担当委員さんの方からコメントを頂いた通りでございますが、それでは議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、これより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

該当となる筆の詳細を付けさせて頂いております。〇〇〇〇さん所有の〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇、〇、〇〇〇㎡でございます。それからその下に〇〇〇〇番地、登記上の地目〇〇、現況〇と言う風にさせて頂いております。こちらの方が〇〇〇㎡で、〇〇〇〇さんのが、合計で〇、〇〇〇㎡でございます。〇〇〇〇さんにつきましては、全部で〇筆でございます。同じく〇〇〇〇〇〇でございますが、合計で〇、〇〇〇. 〇〇㎡でございます。〇〇〇〇さんにつきましては、これも隣接になる訳ですけれども、〇〇〇〇〇〇番地、〇、〇〇〇㎡、それに付随する〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇㎡、合わせまして〇、〇〇〇㎡でございます。一番下に合計を載せておりますが、合計〇〇筆で〇、〇〇〇. 〇〇㎡、内訳については、〇〇〇が〇、〇〇〇㎡、〇〇を含むにしております。〇については〇〇を含む、で〇〇. 〇〇㎡とさせて頂いております。こちらの場所につきましては、28ページに中間図を載せておりますので、ご覧いただければと言う風に思います。ちょっと移りが悪いかもかもしれませんが、真ん中あたりに赤く網掛がしてある部分が、今回申し上げました、一時転用の案件の場所になっております。右下の方に〇〇〇〇〇〇と言う風に表記しておりますので、場所の方はご理解頂けるかなと言う風に思います。もう1枚はぐって頂きまして、29ページ、30ページをご覧いただければと言う風に思います。29ページにつきましては、航空写真に個々の筆の地番を載せてさせて頂いております。ご覧のとおり当該農地のすぐ上側には既設の〇〇〇〇が見える部分でございます。〇〇〇〇〇〇のすぐ隣に四角のボックスがその紙の中央に見えると思うんですが、この四角い白いボックスを挟んだ反対側に、平らになってはいますが、その部分が新しい〇〇〇〇の〇〇をされる部分でございます。30ページをご覧いただけますでしょうか。新しく作る〇〇〇〇〇を青い線で示させて頂いております。真ん中あたりに赤色と緑色で変な形で色が塗ってある部分があると思いますが、こちらにつきまして、赤色の部分が工事用の進入路を計画している部分でございます。〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇を渡りまして、〇〇〇集落の〇〇〇〇が有るところがあります。あちらの方から〇〇の方を入った車両がこちらの方に入って行きまして、最後工事車両として現場に入るときに若干道が狭くなっているものでして、その部分の道路を拡幅する、さらに車両の回し場として大きくカーブの部分が面積を取ってあるという状況になっております。その下の資材置き場部分、資材置き場と駐車場の部分につきましても、計画の土地を図上で提示させて頂いておりますのでご確認いただければと言う風に思います。31ページ、32ページをご覧いただけますでしょうか。31ページにつきましては、〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さんの土地です。資材置き場と駐車場での一時転用でございますが、その場内での利用計画の方を載せさせて頂いております。資材の仮置き場といたしまして二山ございまして、後は通勤車両なり工事車両約20台、10tの運搬車両2台の駐車場という事、それらが通行する通路という事で利用計画をしておられます。農地部分については、耕土をそのまま残した状態で土木シートを上張りまして、その上に、特に重要物が乗るところにつきましては、プラスチック敷板及び真砂土等を敷いて、利用するという形の物でございます。32ページにつきましては、〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇さんの所でございまして、こちらの方につきましては、進入道路、進入路設置部分の表土を剥ぎ取りまして、一時保管をさせて頂くスペースと後資材の仮置き場という事での利用計画でございます。農地部分につきましては、先ほど31ページと同じ形で

されております、書類あるいは図面、写真、非常に詳しく載っているわけではありますが、先ほど局長が説明いたします様に、規模が大きいものですから県の常設審議委員会にかけないといけない、と言う事でございます、その場に局長が出席しまして、委員の皆さんにきちんと説明をすると、そして質疑を受けると言う事になります。なかなか万全を期して行かなければなりませんけれども、行って見ますと多くの委員の皆さんのそれぞれの見方からしますと、いろいろ指摘される点も、過去に私も行かせて頂きましたが、ございまして大変だったと思います。そう言った面で、過去川上会長さん、松原会長さん行かれたと思うんですが、ここに添付されている物に付きまして、さらにこういうものが必要だな、と言う様なご意見でもありましたら、聞かせて頂いたら良いかなと思いますがどうでしょうか。

川 上： これで十分だと思います。資金計画の方もきちんとされていますから、Aランクの工事業者だし、ただ1点、工事作業をされる時の周辺の耕作者の農道、農水路関係、その辺を了解されているかどうか、何れはこの案件については各会長さんが立会されると思うんですけれども、一番心配するのは、周辺の耕作者の意見が十分納得されているかどうか、完成後は現状復旧、現状の様に直して頂けるか、その辺を特に求める所です。

議 長： 松原前会長さんいかがでしょうか。

松 原： 先ほど局長より説明がありましたけれども、39ページのペーパーですけれども、事務局と言うより県の方がされていますね。

事務局： 説明ですか。県の方はされません。

松 原： 県の事務局がやっていたんですけれども。その辺の意思疎通があるかなと思ったんですけれども。7番目に、農業委員会の意見及び審議の概要とありますが、ここを書かないといけません、これは今日のテーマだと思うんですけれども、さっき川上委員さんの話もありましたけれども、現況がどうか分からないんですけれども、水路とかそういうものに影響がないのかとか、ここが一番大きいと思います。後は、さっき言われた様に終わってからの原状復旧は速やかにという事です。この契約書の中に〇月〇日に終わりますよね、速やかに現況に復旧するという事がどこに書いてあるのか、字が小さくて読めないんですが。原状復旧がどこに、原状復旧するのは当然の事ですけれども、契約上どこに歌っているのかなと。

川 上： 一つの例ですけれども、うちの所も、ちょうど後ろの所でダムを建設してもらっていて、7月末に工事が完了するわけです。その1週間前に関係者が揃って現地立会をしながら、耕作者が集まって現状の確認を約束したり、発注者を入れてやります。多分そういう形を取られると思います。

事務局： 契約書を縮小して載せさせて頂いております。11条の所に、返還と言う条項があり

まして、契約完了若しくは何らかの理由で契約解除になった時には、業者さんの負担によって本物件を現状に復した上で甲に返還しなければならない、という事が記載されておりますので、そちらの方で対応できるのかなと思います。

松 原： 分かりました。

議 長： ありがとうございます。非常に大きな物件でありまして、5,000㎡を超えるという事で、現地調査も受けなければならないという事でございます。西部の会長さん、副会長さん、恩田会長さんと梅林会長さんに現地に出向いて頂いて、県の方からも2名出かけて頂いて、現地調査もしなければならない、という事でございます。今先輩の前会長さんそれぞれご指摘を頂きました様に、そう言った点を踏まえて、今度20日に審議委員会がございまして、提出書類を整理して、そこで不備があれば突き返してやり直して来いと言う様な状況も見てまいりました。非常に厳しい処でありますので、そういう事にならない様に、万全を期して審議委員会には局長が臨む様にして行きたいと言う様に思っておりますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。いろいろありましたが、質疑に入りたいと思ひます。一般的に皆さんの方で質疑がありましたら、挙手でお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

事務局： 特に皆さんの方からなければ、従前に会長さんと打ち合わせをした際に、やはり一番審議委員会で問題になるのは、水の問題であろうと、現場で出た水がどういった経路で、どんな水が流れて行くのか、それから、それが農地の方に行かない様にどの様に配慮してあるかどうか、と言う点をかなり突っ込んでご質問が出るだろう、という事もお聞きしましたので、その点を再度業者さんの方に確認を取って当日説明で落ちがない様にと言う様に思ひます。それから、進入路で使う道路の方でございましてけれども、普段は小江尾の地区の方が農道で使われるとお聞きしております。業者が入る前に一度現状の点検を行ったうえで、ひび割れている所、すでに陥没して穴が開いている所については、業者が入る前に一度きれいに直す。その上で、期間が終わって集落にお返しをするというか、業者が撤退する際にはもう一度その時点で現地確認をして、痛んだところについては、さらに復元をしてからお返しをすると、いう事で地元にもご了解を取っておられる様でございまして。非常に大型車両が複走します。どうしても軽自動車であったり耕運機、トラクターと一緒に走行する訳には行きませんので、基本的には現状の道より下側に〇〇〇〇〇〇と言うのがある訳でございまして、農業車両は基本的にはそちらを使用されるという事でお聞きをしております。以上でございまして。

議 長： 質疑はございませんでしょうか。それでは、質疑が無い様でございまして、第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので原案通り承認をいたします。尚、先ほど局

長が申しあげます様に、県の方に提出して、しかも、審議委員会の審査を通らなければならないという事でございますので、前会長さんの意見を十分にお聞きして、しっかり答弁が出来る様な書類を提出して、審査に臨みたいと言う様に思っておりますので、局長の方もよろしく願いいたします。

事務局： それではもう一つよろしいですか。直接の審議案件ではないんですが、現地調査に入られるという事で、農業会議の方も勿論ですが、他町の会長さんもお越しになられるという事でございます、ここの団地は耕作者がいない状況が大きい、江府町の中でも基盤整備をした団地の中で一番遊休農地化、耕作放棄地化が心配される団地でございます。この航空写真では結構作っておられる様に見えますが、現状では全体の面積の約3分の1程度が水稻栽培であるのかなと、言う風に思います。残りの3分の1については自己保全なり作物が作ってある。取り敢えずは管理をしてあるのかなと言う風に認識はされる部分です。ですが残り3分の1については、例えば畦畔の繋がり等も殆どしてない、それから田んぼの全面についても、毎年耕起をしていないかもしれないと言う形で、地域の方も誰かに借りて欲しいんだけど、借りてくれる人がいないと、いう事で悩んでおられる場所でございます。その辺の現状を委員さんなり農業会議さんが見られた時に、今回の転用案件とは別に、地域の農地の有り方についてももう少し考えられたらどうですか、と言うご指摘をもしかしたら受ける可能性はあるのかなと言う風に思っております。一応この場所については、先ほども言いました様に、中山間直接支払、多面的機能支払の協定農用地でございます。このままの状況が続けば協定違反にもなりかねない状況の圃場も散見している所でございます。農業委員会と言いますか役場の方も非常にこの地域を何とかしないといけないという事で頭を痛めている所でございます、中山間直接支払の協定の代表者、〇〇〇〇さんですけれども、この方に一度地域での会を開いて頂けませんかという事でご提案をしています。と言うのは地域で推となる担い手の方で、誰か受けてくれる人はいないかと、例えばあの人は好きとか嫌いとかそういった問題ではなく、誰か地域で受ける人はいないかと言う話、それから受ける人がいないなら、任意組織なり法人組織なり方法はいろいろありますが、地域で何とか地域にいる人間で守っていけないかと言う事についての議論、そう言った物を踏まえて、もうどうしても地域ではどうしようもない、と言う場合には地域外の方、もしくは町外の方と言ったところまで広げて、いろいろ協議をしないといけないのかなと言う風に思うわけですが、隣接地では、〇〇の方には既に〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんが入っておられるわけですが、非常に経営規模が大きいがために、ここの水田の管理状況、草刈りの状況と言うのは必ずしも地域の方から、今までの管理に比べてちょっと問題があると言った様なご指摘をよく聞きます。地域のために良かれと思って外部の方を入れた場合に逆に地域の方から、あんな管理では困ると言った事が後から出ては本末転倒でございますので、そう言った手を打つ際に地域での話し合いを取って頂ける様に行政の方でも対応をして頂いているんですが、農業委員会としてもその辺少しかまっ行って行かないといけないのかなと言う風に、この転用案件とは別の部分で心配をしております。そのことを合わせて報告させて頂ければと思います。

議 長： 今局長が申しました様に、日ごろから非常に懸念されている地域でありまして、特に今回外部から調査に来られて時に、そう言った見方をされるのではないかと、という事で非常に局長の方も心配をしておる訳でございますけれども、その辺りも地元の方に対応をして頂いて、今後それが大きな課題だと思うんですが、協力させて頂いて何とか違反にならない様な状況に持って行ってもらいたいと言う様に思います。地元の委員さん非常に大変だと思うんですが、その辺りにつきましてもご尽力いただきたいという様に思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。そういたしますと、以上をもちまして議事は終了いたしました。その他に入ります。よろしくお願いいたします。

事務局： 失礼します。先ほどの補足ですけれども、一応4号議案の現地調査、7月18日の1時半から行われます。防災情報センターの方で30分程度書類の説明をさせて頂いて、そのあと1時間現地調査に入られるという形でございます。常設審議委員会につきましては、7月20日、10時半から、湯梨浜の水明荘の方で行われるという事でございます。委員の皆さんに出て頂く必要はございませんので、ご了承いただければと言う風に思います。それから6番、その他でございますが、次回の農業委員会総会の日程でございます。資料の方には8月7日、火曜日、午前9時半から、会場はこちらの方という事で詰めさせて頂いております。盆休みも途中挟みますので、今回の県の方に上げなければいけない案件等があった場合に、なるべく盆休みに入る前にやっておけばという事で、若干日にちを早めさせて頂いた形でのご提案でございますが、いかがでございましょうか。

議 長： 今、局長の方から説明がございましたが、8月の総会につきまして、皆さんご都合はどうでしょうか。よろしいでしょうか。

委 員： 良いです。

議 長： では予定通り8月7日、局長、その様にお願いをいたします。

事務局： それからその下、次回の農地相談会についてという事で、7月25日、水曜日でございます。1時半から3時半、場所は、山村開発センター旧農業委員会事務局の部屋でございます。今回の担当でございますが、川上委員さんと上前推進委員さんの順番でございますので、よろしくお願いいたします。

議 長： 今説明がありましたが、川上委員さん、上前推進委員さんよろしいでしょうか。ではよろしくお願いいたします。

事務局： 後、お手元の方に資料を別に綴って置かせて頂いておりますが、町の同和推進協議会の方から今年も小地域懇談会の方を予定しておられる様でございまして、昨年同様6名の出向者を農業委員会の方からお願いをしたい、という事で案内が来ております。昨年、委員番号で言いますと、1番から6番までの委員さんが出ておられて、今年は7番から

12番の委員さん、という事で報告しましたので、該当者のお名前について町の協議会の方へメールをさせて頂いておりますので、お名前の方を確認いただき、その方につきましては、小地域懇談会の方をよろしくお願ひしたいと言う風に思ひます。併せまして7月20日の19時から、こちらの会場で、タンポポ学級の方が行われます。7月30日、日中でございますけれども、13時から町の人権同和教育研修会の方も開催される様でございます。そのご案内のチラシを入れさせて頂いておりますので、出かけられる方については、ご出席を頂ければという事でございます。よろしくお願ひをいたします。後、皆さんのお手元に既に届いておまして、何名かの方、申し込みの方をして頂いているんですが、7月19日に奥大山蕎麦の栽培講習会の方をご案内させて頂いております。こちらにつきましては、春の総会の際でも宇田川推進委員さんの方からご提案頂きました、町の方も蕎麦を推奨するのであれば、そう言った事のPRなり、栽培講習会なり、もう少し力を入れてはどうかと言うご提案を頂きました。それを受けまして、江府町の奥大山蕎麦ブランド化推進協議会と言うものがありまして、久連の竹内敏朗さんが会長でございますけれども、こちらと、後、日野農業改良普及所の長戸普及員さん、その2名の方で座学と後は実際に笠良ファームの1区画で種まきの作業、ご指導を頂くような内容の物でございます。当日は奥大山蕎麦、昨年の物ではございますけれども、奥大山蕎麦の試食と笠良ファームの方で勤務しております、地域おこし協力隊の柴畑才文さんと言う方が玄米を使った玄米パスタ、麺です。スパゲッティーの麺を作っておられます。そう言った物の試食と言った様な事も計画をさせて頂いております。現在約30名の方に申込みいただいております、事務局では10名くらい集まれば御の字なんかなと言う風に思ったのですが、思いのほかいろんな方からの反応を頂いております、うれしい悲鳴を上げております。一応17日が申し込みの締切日と言う風のさせて頂いております。蕎麦も今からでも圃場の準備が間に合う作物でございますので、もしご出席してみようかなと言われる方がおられましたら、役場の農林産業課の方に一報頂ければと言う風に思ひます。今回委員さんに中から何名かの方にすでに、わしも出るから、という事でご協力をして頂いております。よろしくお願ひいたします。以上でございます。

議 長： いろいろ説明を頂きましたけれども、大事な事は、平成30年度の人権同和问题、小地域懇談会の出向者の方が変更されて、今年お世話になる方の名簿が載っておりますので、皆さんには大変お世話になると思ひますが、農業委員会を代表して出席をして頂くという事になりますので、よろしくお願ひをしたいと思ひます。先程、〇〇〇〇〇の土地の管理状況について話が有りまして、非常に懸念しているところでありますが、私の方も、地区の担当の皆さん頑張って頂いてと言う様な話はしましたけれども、最終的には、最悪の場合には、農業委員会全体としても協力をしていかないといけない、と言う様な状況が有るのかも分かりませんが、そういう時には、又皆さんのご協力もお願ひしないといけないと言う様に思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

川 上： 良いですか。一つその他のその他ですけれども、一週間前に集中豪雨を受けて、町内

の被害状況は微塵もなかった訳ですか。前回、4、5年前は約400か所もあった訳ですけれども、俣野とか柿原とか、その辺どうですか。何も無かったですか。無かったんなら良いんですけれども。

議長： 今、川上委員から質問がありました。この度の豪雨の、江府町も特別警報が出たわけですが、被害状況と言うのは纏まっておりますでしょうか。

加藤課： 宜しいでしょうか、失礼いたします。特に、被害と言うのは入って来ていないんですが、皆さんご承知の通り、久連の保育園の下が地すべりを行った処理で大分落ちています。それから小さいのですと水路とかが、水が来なくなったりしているんですけれども、これは軽微なもので、報告には上がっておりません。今、生産調整で回っている段階で私が聞いているのは一か所くらいです。皆さんがご承知の通りの事だけでございまして、大きなものと言えば久連の件です。

議長： 説明がありましたが、よろしいでしょうか。

川上： はい。ありがとうございました。

事務局： もう一つ良いですか。前回の総会の際に川上委員さんの方から下限面積、最低下限面積の見直しについて取り組んではどうかと言うお話を頂きました。県の方にどういう風にして設定するのかと言う事を、まだ詳しい所では理解をしている訳ではないんですが、話をお聞きしましたら、これについては非常に時間が掛かる案件だそうです。と言いますのは、例えば農業委員会の総会に諮って、例えば新規就農だとか移住定住の方の就農を見易くする為に、それなら江府町は、5反、4反、3反の下限面積がありますが、例えば1aにしようとか、一反にしようと言った事を簡単には出来ない様です。基本的には、その定められた地域毎の、例えば一筆ごとの平均面積であったり、耕作者の経営面積であったり、そういった統計のデーターを集めて分析をした上で、一定の計算式に基づいて計算していくと、この地区は4反だとか5反だとか3反だとかと言った数値が出て来るらしいんです。まだ私も理解をしていませんので、らしいという言い方しかできないのですが、その基本的には出てきた数字に基づいて下限面積と言うのは基本的には決まります。後は特殊事情をここにどういう風に絡ませて行って数字を下げたり上げたりという事はできるんですが、まずはルールに基づいて統計的なデーターを米沢地区はこう、江尾地区はこう、と言う形で集めないといけない、で、最近では湯梨浜町が取り組まれたそうです。ですが、一人専属でそこに事務員を置いて、1年間掛かったと言う事でございます。もともと湯梨浜町さんは下限面積を下げたいという意図で取り組みをされた訳ですけれども、先ほども言った様にルールに基づいて計算して行ったら、結果的には旧泊村のエリアしか面積を下げる事しか出来なかったと言った様な結果だったという事でお聞きしています。ですので、下限面積を下げるという事は推進側の意図だけで勝手に下げると言うのは、なかなか難しいという事があるんです。ただ、日南町でやっておられるのは、そういったルールに基づく面積を下げるのではなく、特に移住定住

で新しく入ってこられる方が、家を取得なり借りなければいけない、そういった物に合わせて農地をもたれる場合に、そういう場合については、先ほど言った町で定めている下限面積とは別に特例的に1 a で良いですよ、と言う様なルールを作っておられるという事でございますので、要は、江府町で向かうにしても、例えば、日南町さんの事例の様に、事例の様な形を使わせて頂いて、特殊事情によりこれだけ下げます、と言う様な形を取らざるを得ないのかなと言う風に思います。ただ、それをするにしても一度基礎的な数値の洗い直しという事が必要なのかなと思いますので、お時間の方を頂かないとなかなか難しいのかなと思いますので、委員さん前回の提案に対してのご報告とさせて頂ければと思います。

川 上： 是非、県内でも県外でも、島根県でも農業委員会で4、5年前から決められる様になっていきますので、少しでも農業に入って行きやすい様な形が必要ですので、是非ご検討をよろしくお願いします。

議 長： 言い忘れかもしれませんが、皆さんも関心が強いと思うんですが、今年は新甘泉が収穫できるそうです。今こういう大きさに成っている様です。これが8月の下旬位ですか、8月の下旬位になると収穫が出来る様になると、今年はいくらとめたと言われましたか。300、600。

中 田： 今年は今、実際にぶら下がった実が600、その中で選抜されると400位になるのではないかと。

議 長： で、今こういう状態まで生育している様です。秋が楽しみですので、ちょうどこういうものを担当しておられます中田さんがお持ちになったので、言葉より実物を見て頂くと一番理解が出来るのではないかと思います。それでは、以上で第13回の農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

平成 年 月 日

署名委員 6 番委員

署名委員 7 番委員